

令和5年

第5回日向市議会(定例会)議案

11月24日

日向市



# も く ろ く

議案第82号	日向市行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例	1
議案第83号	日向市公民館条例の一部を改正する条例	5
議案第84号	日向市文化交流センター条例の一部を改正する条例	7
議案第85号	日向市日向サンパークオートキャンプ場条例の一部を改正する条例	8
議案第86号	日向延岡新産業都市計画事業亀崎土地区画整理事業施行条例を廃止する条例	9
議案第87号	日向延岡新産業都市計画事業日向南町土地区画整理事業施行条例を廃止する条例	10
議案第88号	日向市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	11
議案第89号	日向市農業集落排水事業受益者負担金徴収条例を廃止する条例	16
議案第90号	日向東白杵広域連合規約の変更について	17
議案第91号	日向市公の施設の指定管理者の指定について	18
議案第92号	日向市公の施設の指定管理者の指定について	19
議案第93号	日向市公の施設の指定管理者の指定について	20
議案第94号	日向市公の施設の指定管理者の指定について	21
議案第95号	日向市公の施設の指定管理者の指定について	22
議案第96号	日向市公の施設の指定管理者の指定について	23
議案第97号	日向市公の施設の指定管理者の指定について	24
議案第98号	日向市公の施設の指定管理者の指定について	25
議案第99号	日向市公の施設の指定管理者の指定について	26
議案第100号	日向市公の施設の指定管理者の指定について	27
議案第101号	字の区域の変更について	29
議案第102号	令和5年度日向市一般会計補正予算(第5号)	別冊
議案第103号	令和5年度日向市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	別冊
議案第104号	令和5年度日向市介護保険事業特別会計(保険事業勘定)補正予算(第2号)	別冊

## 日向市行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、市の機関等に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、市民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例等 市の条例、地方自治法(昭和22年法律第67号)第15条第1項に規定する規則、同法第138条の4第2項に規定する執行機関の規則(規程を含む。)及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第10条に規定する企業管理規程並びに地方自治法第252条の17の2第1項の規定により市が処理することとなる宮崎県における事務処理の特例に関する条例(平成11年宮崎県条例第40号)及び宮崎県教育委員会における事務処理の特例に関する条例(平成12年宮崎県条例第35号)に規定する宮崎県の条例及び宮崎県の執行機関の規則(規程を含む。)をいう。
- (2) 市の機関等 次に掲げるものをいう。
  - ア 市長、地方自治法第138条の4第1項の規定に基づき市に置かれる執行機関、消防本部又はこれらに置かれる機関
  - イ アに掲げる機関の職員であつて法令又は条例等により独立して権限を行使することを認められた職員
  - ウ 地方自治法第244条の2第3項の規定により市の指定を受けた団体
- (3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- (4) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。
- (5) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (6) 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき市の機関等に対して行われる通知をいう。
- (7) 処分通知等 処分(行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。)の通知その他の条例等の規定に基づき市の機関等が行う通知(不特定の者に対して行うものを除く。)をいう。
- (8) 縦覧等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。
- (9) 作成等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。
- (10) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

### (電子情報処理組織による申請等)

第3条 市の機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行う

ことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行わせることができる。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。
- 4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第8条において同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。
- 5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において使用料及び手数料その他の費用（以下「使用料等」という。）の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該使用料等の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものをもってすることができる。
- 6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第4条 市の機関等は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。
- 4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定され

ているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

- 5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第5条 市の機関等は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

（電磁的記録による作成等）

第6条 市の機関等は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

- 3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等をするものが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

（適用除外）

第7条 次の各号に掲げる手続等については、第3条から前条までの規定は、適用しない。

- (1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則で定めるもの
- (2) 手続等のうち、当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。）

（添付書面等の省略）

第8条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であって当

該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であつて当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入力し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

(情報通信技術を利用した行政手続等に関する状況の公表)

第9条 市長は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる市の機関等に係る申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術の利用に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により随時公表するものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年11月24日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

## 日向市公民館条例の一部を改正する条例

日向市公民館条例（昭和35年日向市条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>別表（第8条関係）</p> <p>1 公民館施設使用料</p> <p>[略]</p> <p>備考</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 その他の公民館の大会議室及び小会議室の使用料は、日知屋公民館についてのみ適用する。</p> <p>5 専ら準備及びリハーサルのため使用するとき（同日に当該催物を行う場合を除く。）の使用料は、この表に定める使用料の額の40パーセントに相当する額とする。この場合において、使用料に10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。</p> <p>6 [略]</p> <p>2 冷房・暖房設備使用料</p> <p>[略]</p> <p>備考</p>	<p>別表（第8条関係）</p> <p>1 公民館施設使用料</p> <p>[略]</p> <p>備考</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 その他の公民館の大会議室の使用料は、日知屋公民館についてのみ適用する。</p> <p>5 <u>その他の公民館の小会議室の使用料は、日知屋公民館及び大王谷公民館についてのみ適用する。</u></p> <p>6 専ら準備及びリハーサルのため使用するとき（同日に当該催物を行う場合を除く。）の使用料は<u>この表に定める使用料の額の40パーセントに相当する額とし、練習等のためホールのステージのみを使用するときの使用料は当該使用料の額の20パーセントに相当する額とする。</u>この場合において、使用料に10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。</p> <p>7 [略]</p> <p>2 冷房・暖房設備使用料</p> <p>[略]</p> <p>備考</p>

1 [略]

2 その他の公民館の大会議室及び小会議室の使用料は、日知屋公民館についてのみ適用する。

3 [略]

3 [略]

1 [略]

2 その他の公民館の大会議室の使用料は、日知屋公民館についてのみ適用する。

3 その他の公民館の小会議室の使用料は、日知屋公民館及び大王谷公民館についてのみ適用する。

4 [略]

3 [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年11月24日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

## 日向市文化交流センター条例の一部を改正する条例

日向市文化交流センター条例（平成元年日向市条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>別表（第8条、第9条関係）</p> <p>1 ホール使用料</p> <p>[略]</p> <p>備考</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 専ら準備及びリハーサルのため使用するとき（同日に当該催し物を行う場合を除く。）の使用料は、<u>当該使用料の60パーセントの額とする。</u></p> <p>6～9 [略]</p> <p>2～4 [略]</p>	<p>別表（第8条、第9条関係）</p> <p>1 ホール使用料</p> <p>[略]</p> <p>備考</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 専ら準備及びリハーサルのため使用するとき（同日に当該催し物を行う場合を除く。）の使用料は当該使用料の60パーセントの額とし、<u>練習等のため大ホールのステージのみを使用するときの使用料は当該使用料の30パーセントの額とする。</u></p> <p>6～9 [略]</p> <p>2～4 [略]</p>

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年11月24日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

## 日向市日向サンパークオートキャンプ場条例の一部を改正する条例

日向市日向サンパークオートキャンプ場条例（平成10年日向市条例第1号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
(使用時間) 第6条 オートキャンプ場の施設のうち次表の左欄に掲げるものの使用時間は、それぞれ同表中欄及び右欄に定めるところによる。			(使用時間) 第6条 オートキャンプ場の施設のうち次表の左欄に掲げるものの使用時間は、それぞれ同表中欄及び右欄に定めるところによる。		
施設名	使用の区分	使用時間	施設名	使用の区分	使用時間
[略]			[略]		
ドッグラン		午前9時から午後5時まで	ドッグラン		午前9時から午後5時まで <u>(7月1日から9月30日までの期間にあっては、午前9時から午後6時まで)</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年11月24日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

## 日向延岡新産業都市計画事業亀崎土地区画整理事業施行条例を 廃止する条例

日向延岡新産業都市計画事業亀崎土地区画整理事業施行条例（昭和53年日向市条例第25号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年11月24日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

## 日向延岡新産業都市計画事業日向南町土地区画整理事業施行条例を廃止する条例

日向延岡新産業都市計画事業日向南町土地区画整理事業施行条例（平成8年日向市条例第3号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年11月24日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

## 日向市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

日向市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年日向市条例第30号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p><u>(7) 同居親族等 入居者と現に同居し、若しくは同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）、児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童をいう。）又は親族に準ずる者として規則で定める者をいう。</u></p> <p>(8)～(10) [略]</p> <p>(一般市営住宅の入居者の資格)</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p><u>(7)～(9) [略]</u></p> <p>(一般市営住宅の入居者の資格)</p>
<p>第6条 一般市営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件（規則で定める者にあつては第2号から第5号まで並びに被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等、福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第27条に規定する特定帰還者及び第39条に規定する居住制限者にあつては第3号に掲げる条件）を具備する者でなければならない。</p>	<p>第6条 一般市営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件（被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等、福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第27条に規定する特定帰還者及び第39条に規定する居住制限者にあつては第2号に掲げる条件）を具備する者でなければならない。<u>ただし、その者と同居できる者は、親族等（親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）、児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項</u></p>

(1) 同居親族等があること。

(2)～(4) [略]

(5) その者又は同居親族等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

（単独市営住宅の入居者の資格）

第6条の3 単独市営住宅に入居することができる者は、第6条に規定する一般市営住宅の入居者資格に係る条件（同条第2号に規定する条件を除く。）を備えるものとする。

（入居者資格の特例）

第7条 [略]

2 第6条第2号イに掲げる市営住宅の入居者は、同条各号（規則で定める者にあつては、同条第2号及び第3号）に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

（一般市営住宅の入居者の選考）

第9条 入居の申込みをした者の数が入居させるべき一般市営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから行う。

第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童をいう。）又は親族に準ずる者として規則で定める者をいう。以下同じ。）に限るものとする。

(1)～(3) [略]

(4) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

(5) その者が身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者である場合にあっては、現に同居し、又は同居しようとする親族等があること。

（単独市営住宅の入居者の資格）

第6条の3 単独市営住宅に入居することができる者は、第6条に規定する一般市営住宅の入居者資格に係る条件（同条第1号に規定する条件を除く。）を備えるものとする。

（入居者資格の特例）

第7条 [略]

2 第6条第1号イに掲げる市営住宅の入居者は、同条各号（規則で定める者にあつては、同条第1号及び第2号）に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

（一般市営住宅の入居者の選考）

第9条 入居の申込みをした者の数が入居させるべき一般市営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから行う。

(1) [略]

(2) 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者

(3)～(6) [略]

2～4 [略]

5 市長は、第1項に規定する者のうち、次に掲げるものについては、前3項の規定にかかわらず、市長が割当てをした一般市営住宅に優先的に選考して入居させることができる。

(1)～(4) [略]

(5) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者

(6)～(8) [略]

(同居の承認)

(1) [略]

(2) 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族等と同居することができない者

(3)～(6) [略]

2～4 [略]

5 市長は、第1項に規定する者のうち、次に掲げるものについては、前3項の規定にかかわらず、市長が割当てをした一般市営住宅に優先的に選考して入居させることができる。

(1)～(4) [略]

(5) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のいずれかに該当するもの

の

ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号（同法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による一時保護又は同法第5条の（同法第28条の2において準用する場合を含む。）規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項（同法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

の

ウ 児童福祉法第23条第1項の母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

(6)～(8) [略]

(同居の承認)

第13条 入居者は、当該市営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、一般市営住宅（第6条の2第2項に規定する場合におけるコミュニティ住宅を含む。以下同じ。）にあっては法施行規則第11条で定めるところにより、コミュニティ住宅（第6条の2第2項に規定する場合におけるコミュニティ住宅を除く。以下同じ。）又は単独市営住宅にあっては規則で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。

2 [略]

（入居の承継）

第14条 入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該市営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、一般市営住宅にあっては法施行規則第12条で定めるところにより、コミュニティ住宅又は単独市営住宅にあっては規則で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。

2 [略]

（収入超過者等に関する認定）

第29条 市長は、毎年度、第16条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が第6条第2号の金額を超え、かつ、当該入居者が、市営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。

2・3 [略]

（入居者資格）

第52条 第50条の規定により、市営住宅を使用することができる者は、第6条の規定にかかわらず、次の各号の条件を具備する者でなければならない。

- (1) 所得が中位にある者でその所得が特定優良賃貸住宅法施行規則第6条に定める基準に該当するものであって、自ら居住するため住宅を必要と

第13条 入居者は、当該市営住宅への入居の際に同居した親族等以外の者を同居させようとするときは、一般市営住宅（第6条の2第2項に規定する場合におけるコミュニティ住宅を含む。以下同じ。）にあっては法施行規則第11条で定めるところにより、コミュニティ住宅（第6条の2第2項に規定する場合におけるコミュニティ住宅を除く。以下同じ。）及び単独市営住宅にあっては規則で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。

2 [略]

（入居の承継）

第14条 入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該市営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、一般市営住宅にあっては法施行規則第12条で定めるところにより、コミュニティ住宅及び単独市営住宅にあっては規則で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。

2 [略]

（収入超過者等に関する認定）

第29条 市長は、毎年度、第16条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が第6条第1号の金額を超え、かつ、当該入居者が、市営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。

2・3 [略]

（入居者資格）

第52条 第50条の規定により、市営住宅を使用することができる者は、第6条の規定にかかわらず、次の各号の条件のいずれかを具備する者でなければならない。

- (1) 所得が中位にある者でその所得が特定優良賃貸住宅法施行規則第6条に定める基準に該当するものであって、自ら居住するため住宅を必要と

するもののうち、同居親族等があるもの

(2) [略]

するもののうち、現に同居し、又は同居しようとする親族等があるもの

(2) [略]

附 則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。

令和5年11月24日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

## 日向市農業集落排水事業受益者負担金徴収条例を廃止する条例

日向市農業集落排水事業受益者負担金徴収条例（平成9年日向市条例第38号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年11月24日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

## 日向東臼杵広域連合規約の変更について

日向東臼杵広域連合規約（平成13年宮崎県シレイ217-1310）の一部を次のように変更する。

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に下線で示すように変更する。

変更前			変更後		
別表（第4条、第18条関係）			別表（第4条、第18条関係）		
区分	市町村	負担割合	区分	市町村	負担割合
1 一般廃棄物最終 処分場の設置、 管理及び運営に 関する事務	門川町、美郷町、 諸塚村、椎葉村	[略]	1 一般廃棄物最終 処分場の設置、 管理及び運営に 関する事務	<u>日向市</u> 、門川町、 美郷町、諸塚村、 椎葉村	[略]
2～4 [略]			2～4 [略]		

## 附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

令和5年11月24日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

## 日向市公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

### 1 公の施設の名称

日向市日知屋児童センター

日向市大王谷児童館

### 2 指定管理者となる団体の名称

住 所 日向市大字富高207番地3

団体名 社会福祉法人 日向市社会福祉協議会

代表者 会長 黒木 正一

### 3 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和5年11月24日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

## 日向市公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

### 1 公の施設の名称

日向市老人福祉センター

### 2 指定管理者となる団体の名称

住 所 日向市大字富高207番地3  
団体名 社会福祉法人 日向市社会福祉協議会  
代表者 会長 黒木 正一

### 3 指定期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

令和5年11月24日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

## 日向市公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

### 1 公の施設の名称

日向市美々津老人福祉センター

### 2 指定管理者となる団体の名称

住 所 日向市美々津町3924番地1

団体名 石並区自治会

代表者 金丸 直弘

### 3 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和5年11月24日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

## 日向市公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

### 1 公の施設の名称

日向市平岩ふれあい館

### 2 指定管理者となる団体の名称

住 所 日向市美々津町4074番地

団体名 社会福祉法人 立縫会

代表者 理事長 黒木 宣博

### 3 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和5年11月24日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

## 日向市公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

### 1 公の施設の名称

日向市立ひまわり寮

### 2 指定管理者となる団体の名称

住 所 東臼杵郡美郷町西郷田代2208番地

団体名 社会福祉法人 清風会

代表者 理事長 瀧井 修

### 3 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和5年11月24日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

## 日向市公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

### 1 公の施設の名称

日向市立鈴峰園

### 2 指定管理者となる団体の名称

住 所 東臼杵郡美郷町南郷神門960番地

団体名 社会福祉法人 南郷会

代表者 理事長 安藤 和衛

### 3 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和5年11月24日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

## 日向市公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

### 1 公の施設の名称

日向市文化交流センター

### 2 指定管理者となる団体の名称

住 所 日向市中町1番31号  
団体名 公益財団法人 日向文化振興事業団  
代表者 理事長 田崎 登保

### 3 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和5年11月24日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

## 日向市公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

### 1 公の施設の名称

日向市日向サンパークオートキャンプ場  
日向サンパーク体育施設

### 2 指定管理者となる団体の名称

住 所 日向市大字幸脇303番地5  
団体名 株式会社 日向サンパーク  
代表者 代表取締役 十屋 幸平

### 3 指定期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

令和5年11月24日 提出

日向市長 十屋 幸平

## 日向市公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

### 1 公の施設の名称

日向市駅東駐車場

### 2 指定管理者となる団体の名称

住 所 日向市大字富高207番地3  
団体名 社会福祉法人 日向市社会福祉協議会  
代表者 会長 黒木 正一

### 3 指定期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

令和5年11月24日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

## 日向市公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

## 1 公の施設の名称

日向市営住宅等（28住宅 1, 296戸）

一般市営住宅		所在地	戸数
1	後無田	日向市大字富高 6436 番地 3	90
2	永田	日向市大字塩見 11087 番地 1	12
3	美々津駅前	日向市美々津町 2297 番地 1	12
4	美砂	日向市大字平岩 10790 番地 1	97
5	新財市	日向市大字塩見 1309 番地	180
6	岩脇	日向市大字平岩 667 番地 1	8
7	上納内	日向市亀崎東 2 丁目 14 番地	18
8	櫛の山	日向市大字日知屋 1383 番地 6	250
9	大原	日向市大字財光寺 2937 番地 1	100
10	木原	日向市大字財光寺 3445 番地 12	80
11	大王谷	日向市大王町 4 丁目 95 番地	84
12	塩田	日向市大字日知屋 16196 番地 5	128
13	美々津	日向市美々津町 2306 番地 2	6
14	新財市南	日向市大字塩見 939 番地 1	16
15	財光寺北	日向市大字財光寺 124 番地 1	70
16	小松崎	日向市大字富高 276 番地 1	16
17	細島	日向市大字細島 667 番地 183	12
18	又江野	日向市東郷町山陰丙 1517 番地、1525 番地 1	26
19	鶴野内	日向市東郷町山陰辛 519 番地 1	10
20	寺迫	日向市東郷町山陰甲 360 番地 39	10
21	本村	日向市東郷町坪谷 170 番地	4
22	中野原	日向市東郷町山陰乙 913 番地 3	20
一般市営住宅 小計			1,249

コミュニティ住宅		所在地	戸数
23	細島東部	日向市大字細島 311 番地 7	12
24	細島東部第 2	日向市大字細島 270 番地 1	22
コミュニティ住宅 小計			34

単独市営住宅		所在地	戸数
25	鶴野内	日向市東郷町山陰辛 511 番地	3

特定公共賃貸住宅		所在地	戸数
26	寺迫	日向市東郷町山陰甲 360 番地 39	4
27	中野原	日向市東郷町山陰乙 913 番地 3	4
特定公共賃貸住宅 小計			8

山村定住住宅		所在地	戸数
28	産野	日向市東郷町坪谷 306 番地 1	2

日向市営住宅等 合計			1,296
------------	--	--	-------

## 2 指定管理者となる団体の名称

住 所 宮崎市潮見町 20 番地 1  
 団 体 名 県北住宅管理センター  
 代表法人 一般社団法人 宮崎県宅地建物取引業協会  
 会長 木田 文男  
 構 成 員 延岡日向宅建協同組合  
 理事長 高濱 清

## 3 指定期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

令和 5 年 11 月 24 日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

## 字の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、本市の字の区域を次のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

### 1 日向市大字平岩字沖ノ口に編入する区域

大字	字	地番
平岩	浜場	4211番から4217番、4223番1の一部
平岩	後口田	4342番の一部、4343番1の一部、4344番1の一部、 4344番3の一部、4399番の一部、4400番の一部、 4401番1の一部、4401番2、4402番1
及びこれらの区域に隣接介在並びに字沖ノ口4719番1、4723番、4724番、4778番、4783番1の地先、字浜場4224番、4226番、4232番に隣接する道路、水路である市有地の全部		

### 2 日向市大字平岩字浜場に編入する区域

大字	字	地番
平岩	後口田	4282番1の一部、4283番の一部、4284番1から4284番3の一部、 4307番の一部、4334番の一部、4342番の一部
及びこれらの区域に隣接する道路、水路である市有地の全部		

### 3 日向市大字平岩字後口田に編入する区域

大字	字	地番
平岩	浜場	4239番から4242番の一部、4255番から4260番の一部
及びこれらの区域並びに字浜場4276番1に隣接する道路、水路である市有地の全部		

### 4 日向市大字平岩字ナル石に編入する区域

大字	字	地番
平岩	下登セ	4029番の一部
及びこれらの区域に隣接並びに字ナル石4033番1の地先の水路である市有地の全部		

5 日向市大字平岩字下登セに編入する区域

大 字	字	地 番
—	—	—
字ナル石 4033 番 1 に隣接する水路である市有地の一部		

令和5年11月24日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

